厚生労働科学研究費補助金 (食品の安全確保推進研究事業) 総括研究報告書

食品防御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研究

研究代表者 今村知明(奈良県立医科大学健康政策医学講座・教授)

研究要旨

9.11 事件等を契機に世界でテロの危険性が高まっており、中でも意図的な食品汚染対策は重要な課題である。食品等のサプライチェーンの各段階における施設管理、人員管理等について、食品防御の観点から取り組む必要性が指摘されている。本研究では、既存研究成果を踏まえ、日本生協連と連携して、次の2点を実施することを目的とする。

- ・食品工場等(食品工場、物流施設)への実査における食品防御対策の検討を通じて、食品工場等の規模に応じた実行可能な食品防御ガイドラインを作成する。
- ・販売した食品の喫食による健康被害(意図的な食品汚染等)の早期察知に向けて、食品市販後調査(PMM)の活用可能性を各種実証実験を通じて実証する。

具体的な研究項目は、(1)米国における食品防御対策の体系的把握、(2)食品工場における脆弱性評価・チェックリストの実行可能性の検証、(3)生物剤系危害に対するセキュリティ強化、(4)食品防御ガイドラインの作成、(5)食品テロの早期察知への PMM の活用可能性に関する実証実験、の5項目である。

本研究における研究代表者、分担者および研究協力者は以下の通りである。

- · 今村知明(奈良県立医科大学 健康政策医学 講座・教授)「代表]
- · 山本茂貴(国立医薬品食品衛生研究所 食品 衛生管理部・部長)[分担]
- ・ 高谷幸(社団法人日本食品衛生協会・専務 理事)「分担]
- ・ 岡部信彦(川崎市健康安全研究所・所長, 国立感染症研究所感染症情報センター・客 員研究員)[分担]
- ・ 赤羽学(奈良県立医科大学 健康政策医学講座・准教授)[分担]
- ・ 鬼武 一夫(日本生活協同組合連合会品質保 証本部安全政策推進室・室長)[分担]
- · 研究協力者 神奈川芳行(東京大学大学院 医学系研究科社会医学専攻客員研究員)協力1

A.研究目的

9.11 事件等を契機に世界各国でテロの危険性が高まっている。特に意図的な食品汚染については、その実行容易性から、G8 での専門家会合の開催、米国での食品安全強化法の制定や

多くの対策・方針案等の発行等、世界的関心が 高まっている。

本研究の研究代表者である今村はこれまで「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」の研代表究者として、日本生協連等と連携し、各種食品工場等の実査において脆弱性評価と食品防御対策の検討を行い、これを一般化したチェックリストやガイドライン(主に大規模食品工場向け)の作成を行うとともに、インターネットで商品の受発注を行う組合員をモニターに、独自に構築したインターネットアンケートシステムを活用して、食品テロの早期察知に資する食品 PMM の実行可能性を検証している。

本研究では、食品工場等の実査をさらに重ねることで既存研究を発展させ、平成 24 年度に作成した大規模食品工場向け食品防御ガイドラインの充実・精緻化を図るとともに、中小食品工場向けおよび物流施設向けのガイドラインを作成することを目的とする。

また、食品 PMM について、リアルタイム性の向上や食中毒の察知可能性、通年・広域での運用可能性など、意図的な食品汚染の早期察知

に向けた活用可能性を検討する。

B. 研究方法

1. 全体概要

研究は、以下に示す主に5項目について、国内外の政府機関ウェブサイト、学術論文・書籍等既存の公表情報の収集整理と、検討会における生物・食品衛生等の専門家・実務家らとの討議を通じて実施した。

- 1. 米国における食品防御対策の体系的把握
- 2. 食品工場における脆弱性評価・チェックリストの実行可能性の検証
- 3. 生物剤系危害に対するセキュリティ強化
- 4. 食品防御ガイドラインの作成
- 5. 食品テロの早期察知への PMM の活用可能 性に関する実証実験

検討会の参加メンバーと開催状況は以下の通りである。

(検討会の参加メンバー)(敬称略)

- · 今村 知明(奈良県立医科大学 健康政策医 学講座 教授)
- ・ 赤羽 学(奈良県立医科大学 健康政策医学 講座 准教授)
- 一 岡部 信彦 (川崎市健康安全研究所 所長, 国立感染症研究所 感染症情報センター 客 員研究員)
- · 入口 政信 (川崎市健康安全研究所 理化学 担当部長)
- ・ 大日 康史(国立感染症研究所 感染症情報 センター 主任研究官)
- ・ 菅原 民枝 (国立感染症研究所 感染症情報 センター・研究員)
- ・ 山本 圭子(厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課)
- 梅田 浩司(厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課)
- · 西村 佳也(厚生労働省 医薬食品局 食品安 全部企画情報課 食中毒被害情報管理室)
- · 石亀 貴士(厚生労働省 医薬食品局 食品安全部監視安全課 食中毒被害情報管理室)
- ・ 鋤柄 卓夫(農林水産省 消費・安全局 消費 安全政策課)

- ・ 大熊 武 (農林水産省 消費・安全局 消費・ 安全政策課)
- · 勝野 美江(農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課)
- · 山本 茂貴(東海大学海洋学部水産学科食品 科学専攻 教授)
- 高谷幸(公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部 専務理事)
- · 中村 紀子(公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部)
- · 鬼武 一夫 (日本生活協同組合連合会 品質 保証本部 安全政策推進部 部長)
- ・ 峯松 浩史(日本生活協同組合連合会 品質 保証本部 安全政策推進部)
- 神奈川 芳行(東京大学大学院 医学系研究 科 社会医学専攻 客員研究員)
- ・ 長谷川 専 (株式会社三菱総合研究所 プラ チナ社会研究センター 兼 社会公共マネジ メント研究本部インフラビジネスグループ 主席研究員)
- ・ 池田 佳代子(株式会社三菱総合研究所 社 会公共マネジメント研究本部 食農ビジネ スグループ 主任研究員)
- ・ 山口 健太郎 (株式会社三菱総合研究所 科学・安全政策研究本部 社会イノベーション グループ 研究員)
- ・ 鈴木 智之(株式会社三菱総合研究所 科学・安全政策研究本部イノベーション戦略 グループ 研究員)

(検討会の開催状況)

- ・ 平成 25 年 7 月 26 日(於: TKP 新橋ビジネ スセンター)
- ・ 平成 26 年 2 月 24 日(於: TKP 新橋ビジネ スセンター)

倫理面への配慮

本研究は奈良県立医科大学医の倫理委員会において承認を得て行った。本調査は調査対象者に対して口頭あるいは書面による研究の趣旨等に関するインフォームドコンセントを行った上、書面による同意を得た者のみを調査の対象とした。なお、日本生活協同組合連合会の協力を得て、生協組合員をモニターとして活用する限りにおいては、直接的な個人情報の取り扱い

はない。

なお、本研究で得られた成果は全て厚生労働 省に報告しているが、一部人為的な食品汚染行 為の実行の企てに悪用される恐れのある情報・ 知識については、本報告書には記載せず、非公 開としている。

2. 分担研究について

2.1 米国における食品防御対策の体系的把握

米国等の食品防御対策に関する最新情報を 収集、アップデートし、体系的に位置づける。

2.2 中小規模の食品工場等における脆弱性 評価の実施とチェックリストの適用可能 性の検討

生協委託工場のうち、HACCPの有無や製造食品の種類や特性を考慮しつつ、大規模/中小規模の食品工場や物流施設をモデル工場として選定した。そして、モデル工場等の実査において、既存研究で作成したチェックリストを適用し、食品防御の充実度合いを把握するとともに、化学剤や生物剤の混入を想定した混入シナリオを設定し脆弱性評価(CARVER+Shock 法)を実施し、食品防御上の脆弱箇所を把握した。

2.3 生物剤系危害に対するセキュリティ強 化

2.2で実施した脆弱性評価手法の適用結果を用いて、人為的な食品汚染行為のシナリオにおいて想定された生物剤毎に食品防御の視点から現行の管理体制に追加すべき実用的な具体的対策を検討する。この内、可能な範囲で対策を実際に試行することで、実施可能性を検証した。

2.4 食品防御ガイドラインの作成

食品防御の基本的な考え方、食品工場の種別 や食品企業が置かれている状況に応じた対策の 実施方法、留意点などを検討し、食品工場(規 模別)・物流施設に一般化可能な事項を抽出し、 ガイドラインとしてとりまとめを行うことを目 的とする。

本年度においては、まず、平成 24 年度に作成した食品防御ガイドライン(案)(主に大規模食品工場向け)に基づき、中小規模食品工場に

も適用可能なガイドラインの作成・検討を行った。

2.5 食品テロの早期寮知に向けた PMM の 活用可能性に関する検証

平成 25 年度は、本研究において PMM に活用可能な健康調査データとして収集したデータを二次活用し、モニターの商品購入データと組み合わせた分析を実施した。分析手法は、平成 23 年度に開発した医薬品 PMM および米国疾病予防管理センター(CDC)で実施されている早期異常探知システム(EARS)の手法などを組み合わせ開発した手法を用いた。平成 25 年度はこれまでに対象期間とした 1~4 月ではなく、夏季を対象期間とした分析に焦点を当てて検討した。

C. 研究成果

本年度研究によって以下の成果を得た。詳細については、それぞれ分担研究報告書を参照されたい。

1.米国における食品防御対策の体系的把握

米国 (FDA および USDA) において平成 25 年度に講じられた主な食品テロ対策の概要を整 理した。

FDA については、2011 年 1 月に成立した食品 安全 強化 法 (FSMA: Food Safety Modernization Act)の食品防御関係条文の漸次施行の公表情報として、「意図的な異物混入に対する食品保護に関する提案規則」 (21CFRpart21案)の内容を整理した。

USDA については、第8回食品防御計画調査の実施を抽出し整理した。

2.中小規模の食品工場等における脆弱性評価の実施とチェックリストの適用可能性 の検討

製菓工場、物流センター、水産加工工場について、実際に施設を訪問し、CARVER + Shock 手法を念頭に置いた脆弱性評価を試行した。

また、過年度研究で開発したチェックリスト (「食品工場における人為的な食品汚染防止に 関するチェックリスト」)を適用した。なお、各 工場のチェックリストの結果を掲載することは 悪用される可能性もあることから、今年度まで にチェックリストの回答を頂いた 10 工場にお ける回答率を示すこととする。

3.生物剤系危害に対するセキュリティ強化

食品工場において取り扱っている食品に応じて、生物剤の特性を踏まえた上で脆弱ポイント(工程)の評価を行い、食品防御の観点から現行の管理体制に追加すべき具体的な対策を検討した。想定物質・剤が投入される可能性のある脆弱ポイント(工程)の評価の結果としては、食品衛生上の管理のみでは対応困難な共通した脆弱性が認められた。

人為的な食品汚染行為等に悪用される可能性が否定できないため、詳細な内容は非公表としているが、いずれも、ハード面(建物等の設備のセキュリティ対策)及びソフト面(人材の配置等、運用にかかるセキュリティ対策)が必要であることが想定された。

4.食品防御ガイドラインの作成

昨年度検討した「食品防御対策ガイドライン (案)」について、2箇所の中小規模食品工場(従業者数約20名の製菓工場及び同約100名の水産加工工場)の実地調査を基に、ガイドライン項目の修正点の有無等について確認した。

5. 食品テロの早期寮知への PMM の活用可能 性に関する実証実験

インターネットを通じて食品等の商品の注 文を行う生協組合員をモニターとして、本研究 においてインターネットアンケートによって得 られた健康調査データと、モニターの商品購入 データを組み合わせて食品の PMM データを作 成し、対象データとした。

分析手法は、医薬品 PMM と米国疾病予防管理センター(CDC)で実施されている早期異常探知システム(EARS)の手法などを組み合わせた手法である。具体的には、Step1:EARS、Step2:オッズ比、Step3:散布図、の3段階でデータの分析及びスクリーニングを行う。平成25年度はこれまでに対象期間とした1~4月ではなく、夏季を対象期間とした分析に焦点を当てて検討した。

PMM データは、日本生協連、生活協同組合パルシステム東京(パルシステム東京)、生活協同組合コープこうべ(コープこうべ)の協力を得て平成25年5月16日から9月20日の期間で収集した。健康調査への協力とともに、健康調査実施期間中の加入生協におけるインターネットを通じた商品購入データの提供にも協力することに同意した登録者は、パルシステム東京では987世帯、コープこうべでは981世帯であった。また、モニター世帯が購入した食品の総数はパルシステム東京が8,816品目、コープこうべが10,667品目であった。

上記の PMM データに関して、食中毒と関連が深いと考えられる下痢、嘔吐の 2 症状を対象に分析、スクリーニングを行った。その結果、「スイートポテト」、「骨ぬきさばみりん干し」の 2 食品で下痢・欧と症状の家族内発生が複数見られたことから、食中毒の可能性も考慮し健康被害の可能性を生協連へ報告した。いずれの場合も、関連する苦情などの問い合わせがないことなどから、アラートを出し追跡調査まで行うには至らなかった。

新年度には、再び夏季期間を対象として、健康調査および商品購入データの提供による PMM データを収集、今年度分析結果に関する再現性の評価を行う予定である。

D. 考察

米国における食品防御対策の体系的把握に ついて、平成 25 年度における米国の食品テロ 対策は、FSMA のうち、「意図的な異物混入に 対 す る 食 品 保 護 に 関 す る 提 案 規 則 (21CFRpart21 案)の公表が特筆すべき事項 として挙げられる。また、第 8 回食品防御計画 調査の実施は過年度施策の充実に位置づけられ る。

中小規模の食品工場等における脆弱性評価 の実施とチェックリストの適用可能性の検討 については、近年の食品への意図的な異物混入 事件を受け、食品工場等における食品防御に対 する意識の向上は感じられたが、具体的な食品 防御対策については、今後さらなる改善が必要 と感じられた。

具体的には、殺虫剤や工具工材の管理不徹

底(原材料保管場所の隣に殺虫剤や工材が保管されている等) 工場外周からの侵入防止策の不徹底(外周フェンスの未整備、タクシー運転手への入場パスワードの漏えい) 上水道設備の保護不徹底、 構内の移動制限の不徹底、私物の持ち込み制限の不徹底(駐車場と工場建屋の近接)などが確認された。

また、今回調査した物流センターは、既に調査を行った物流センターのグループに属する施設であったことから、過去の調査で指摘した事項については、的確に対策が取られ、グループ(企業)内での食品防御に対する情報の共有化と、可能な対策が実施されていることが感じられた。

以上のように、本年度の調査においても、従来のHACCPによる衛生管理のみでは対応が難 しい食品防御対策があることが改めて確認された。

既に作成しているHACCPの留意事項についても、本研究結果を踏まえて、修正する事が必要である。

生物剤系危害に対するセキュリティ強化については、特定した化学物質・生物剤は、法律上管理方法が定められているもの、もしくは一般的な設備や知識では取扱いそのものが困難であると想定される。ただし、意思を持って投入される場面を想定した場合、法律上の従来の管理方法や食品衛生上の管理では対応が不十分である。人為的な食品汚染等犯罪に悪用される可能性が排除できないため、詳細な防御対策は非公表とするが、脆弱ポイント区域への持ち込み防止対策の強化をはじめ監視体制、アクセス制限の改善が必要である。

食品防御ガイドラインの作成について、中小規模の食品工場の実施調査を行い、現行のガイドラインにおける課題を確認した結果、食品防御対策の基本は、規模の大きさに関わらず共通していることが明らかになった。そのため、ガイドラインも、企業規模に関わらず使用しやすいように、改訂する必要性が生じた。今回の改訂により、当初40項目あった項目が38項目に整理されると共に、難解な用語も改善された。今後、従業員の採用や、採用後の管理方法等に

ついて、どこまで踏み込んだ表現とすべきか、 今後検討していく必要がある。

食品テロの早期寮知へのPMMの活用可能性に関する実証実験は、これまでに対象期間とした1~4月ではなく、夏季を対象期間とした分析に焦点を当てて検討した。2食品で下痢・欧と症状の家族内発生が複数見られたことから、食中毒の可能性も考慮し健康被害の可能性を生協連へ報告した。いずれの場合も、関連する苦情などの問い合わせがないことなどから、アラートを出し追跡調査まで行うには至らなかった。本研究により、食中毒の可能性が疑われる食品の検出から生協連と連携しての対応までのやり取りをより円滑なものとすることができた。PMM調査の枠組みの実用性を向上することができた。

今後は手法の精度や実用性を高めるため、夏季期間を対象とした調査による再現性の確認、 購入全食品に対して長期間にわたって喫食食品 を回答していただくような健康調査方法の開発、 抽出された原因候補食品との因果関係の調査、 システムの自動化、さらなるアラートのリアル タイム性の向上などが課題であり、実用化に向 け検討を継続していく必要がある。

E . 結論

米国における食品防御対策の体系的把握に ついては、以下の結論が得られた。

- ・ 平成 25 年度における FDA、USDA における食品テロ対策の概要を整理するとともに、これを体系的に整理した。
- ・ FDA の食品テロ対策は FSMA 関係の新規 の規制措置等の公表が行われた。USDA の 食品テロ対策は過年度施策の継続的実施と なっている。

中小規模の食品工場等における脆弱性評価 の実施とチェックリストの適用可能性の検討 については、以下の結論が得られた。

・ 中小規模の2つの食品工場と、物流施設に おいて脆弱性評価とチェックリストの適応 を試みた結果、 殺虫剤や工具工材の管理 不徹底(原材料保管場所の隣に殺虫剤や工 材が保管されている等) 工場外周からの 侵入防止策の不徹底(外周フェンスの未整 備、タクシー運転手への入場パスワードの 漏えい) 上水道設備の保護不徹底、 構 内の移動制限の不徹底、 私物の持ち込み 制限の不徹底(駐車場と工場建屋の近接) 等の脆弱性が確認された。

生物剤系危害に対するセキュリティ強化に ついては、以下の結論が得られた。

・ 生物剤の特性及び今回対象とした食品の特性、製造工程の特徴から、製菓工場及び流通センター、水産加工工場にて食品テロに利用される可能性がある生物剤を特定した上で、当該物質が利用された場合の被害規模の想定を行った。また、脆弱ポイントの評価を踏まえ、食品防御の視点から、現行の管理体制に追加すべき具体的な対策の検討を行った。

食品防御ガイドラインの作成については、以下の結論が得られた。

- ・ 工場規模に関わらず適用可能となるように、ガイドラインを改訂し、解説と一体化した 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場 向け)(平成25年度改訂版)を作成した。 今回の改訂により、当初40項目あった項目 が38項目に整理されると共に、難解な用語 も改善された。
- ・ 次年度以降は、中小規模工場へのさらなる 適用、及びそれに基づいたガイドラインの 修正作業を進める予定である。

食品テロの早期寮知へのPMM の活用可能性に関する実証実験については、平成 25 年度の本研究において、日本生協連を通じて、パルシステム東京およびコープこうべの協力を得て集された健康調査データ、および調査に参加した世帯の商品購入データを用いて、医薬品 PMMの分野で適用されている枠組み、手法と米国CDC で実施されている EARS の手法などを組み込んで開発した、食品による健康被害の早期発見および原因食品候補のスクリーニング手法による分析について、これまでに対象期間とした分た 1~4 月ではなく、夏季を対象期間とした分

析に焦点を当てた実証実験を行った。

食中毒の可能性が疑われる食品が検出された場合には生協連と連携を行い、苦情など関連する問合せの確認や、必要に応じた追跡調査を行うことになる。細菌性の食中毒増加が懸念される夏季期間では、検出される食品が増加して対応が困難となる可能性があった。本研究では実際に夏季期間を通じた実証実験を行い、PMM 調査の枠組みが夏季期間でも有効に機能することを確認、実用性を向上することができた。

今後は抽出された原因候補食品との因果関係の調査や、実用化に向けたリアルタイムアラートの効率的な提供方法などを検討していく必要がある。

さらに、新年度実施する調査データを分析対象に加え、PMM の活用可能性の検証をより進める予定である。

F.研究発表

1. 論文発表

Hiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura. Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study. interactive Journal of Medical Research. 2013;18;2(1):e2.

Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the Web-based Daily Questionnaire for Health. International Journal Of Environmental Health Research. 2013 Jun;23(3):247-257.

Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Association between first airborne

cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey. International Journal Of Environmental Health Research, 2014.

神奈川芳之、赤羽学、今村知明. 第1編 食品 衛生管理と食の安全 第6章 フードディフェ ンスという概念. 美研クリエイティブセンタ ー 編集. 微生物コントロールによる食品衛生 管理 - 食品の安全・危機管理から予測微生物 の活用まで - . 2013;p.91-108.

今村知明. 食品防御から見たバイオリスク認知・バイオリスク評価・バイオリスクマネジメントの考え方と食品バイオテロに対する食品防御による対応. JBSA ニュースレター. 2013 Apr;3(1):21-28.

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品汚染防止に関するチェックリストを基礎とした食品防御対策のためのガイドラインの検討Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

今村知明 他. 食品保健. 医療情報科学研究 所 編集. 保健・医療・福祉・介護スタッフの 共通テキスト 公衆衛生がみえる. 2014 Mar;p.302-319.

今村知明、神奈川芳行 他. 第5章 社会における対応の現状と対策 1.アレルギーの表示の現状と対策. 中村 丁次 他編. 【第2版】 食物アレルギーAtoZ 医学的基礎知識から代替食献立まで. 2014 Mar;p.151-159.

2. 学会発表

2013 年 10 月 23 日~25 日(三重県、三重県総合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総会. 杉浦弘明、赤羽学、鬼武一夫、今村知明. 花粉症シーズンにおけるアトピー性皮膚炎患者の皮膚症状の日々の発生頻度の検討.

2013 年 10 月 23 日 ~ 25 日 (三重県、三重県総合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品防御対策に関する諸外国や国際組織における検討状況とその対策.

G.知的財産権の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表 1

『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』(平成 25 年度改訂版)について

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難とされています。

2001 年 9 月 11 日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and Drug Administration; FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] 1を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示しています。

世界保健機関(World Health Organization; WHO)、2003 年に「Terrorists Threats to Food-Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention and Response Systems(食品テロの脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も「ISO 22000; 食品安全マネジメントシステム・フードチェーンに関わる組織に対する要求事項(Food safety management systems - Requirements for any organization in the food chain)」(2005 年 9 月)や「ISO/TS 22002-1:2009 食品安全のための前提条件プログラム・第 1 部:食品製造業(Prerequisite programmes on food safety -- Part 1: Food manufacturing)」(2009 年 12 月)を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。

日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっています。

2007年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防止策の検討が行われてきました。

さらに、平成23年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を深め、実際の対策を検討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い「1.優先的に実施すべき対策」と、将来的に実施が望まれる「2.可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品製造者向けのガイドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解説、食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版HACCP) [別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成しました

この度、平成25年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、平成23年度に作成した「食品防御対策ガイドライン(案)(食品製造工場向け)」を中小規模の食品工場等での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しました(別添)。本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸条件を考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付き」を得て、定期的・継続的に食品防御対策が実施され、確認されることが望まれます。

http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083 075.htm

(別添)食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

(参考)

食品防御対策ガイドラインの検討経過

平成 17 年度 (特別研究事業) 食品によるバイオテロの危険性に関する研究 平成 18~20 年度 食品によるバイオテロの危険性に関する研究

- 食品工場における脆弱性評価の実行可能性の検証
- 脆弱性評価手法 (CARVER+Shock)
- 食品テロ対策の検討
- チェックリストの作成(食品工場向け/物流施設向け)

食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)の作成(平成 18 年度) 食品に係る物流施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)作成(平成 20 年度)





平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究

平成 24~26 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研究

- 食品工場におけるチェックリストの実行可 能性の検証(平成 21~24 年度)
- チェックリストの充実・精緻化(平成 21~ 24 年度)
- 中小規模の食品工場等における脆弱性評価の実施とチェックリストの適用可能性の検討(平成25年度)

平成 18~20 年度 食品によるバイオテロの 危険性に関する研究

平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策 の確立と実行可能性の検証に関する研究

- 食品防御対策の検討(平成18~25年度)
- 費用対効果の測定等(平成21~23年度)





平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究

ガイドライン等の作成・公表

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)(平成23年度)

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)[解説] (平成23年度)

食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造承認制度実施要領(日本版 HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項の検討(平成23年度)

平成 24~26 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研究

上記ガイドラインの改訂;中小規模の食品工場等での使用を前提に分かりやすく修正し、解説と一体化した。

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目ー (平成 25 年度改訂版)

1.優先的に実施すべき対策

組織マネジメント

・ 食品工場の責任者は、従業員等が働きやすい職場環境づくりに努め、従業員等が自社製品の 品質と安全確保について高い責任感を感じながら働くことができるように留意する。

解 説

従業員等の監視を強化するのではなく、従業員等自らが、自社製品の安全を担っているという高い責任感を感じながら働くことができる職場環境づくりを行う。

・ 食品工場の責任者は、自社製品に意図的な食品汚染が発生した場合、お客様はまず工場の従業員等に疑いの目を向けるということを、従業員等に意識付けておく。

解 言

従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅威や、予防措置の重要性に関して定期的に教育を行い、従業員自らが自社製品の安全を担っているという責任感を認識させる。

・ 自社製品に意図的な食品汚染が疑われた場合に備え、普段から従業員の勤務状況、業務内容 について正確に把握しておく。

解 説

意図的な食品汚染が発生した場合においても、各方面への情報提供を円滑に行うことができるよう、平時から、従業員の勤務状況、業務内容について正確に記録する仕組みを構築しておく。

・ 製品の異常を早い段階で探知するため苦情や健康危害情報等を集約・解析する仕組みを構築するとともに、万一、意図的な食品汚染が発生した際に迅速に対処できるよう、自社製品に意図的な食品汚染が疑われた場合の保健所等への通報・相談や社内外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを定めておく。

苦情、健康危害情報等については、販売店経由で寄せられる情報についても 把握に努め、これらの情報等について企業内での共有化を図る。

解 説

意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる場合の社内の連絡フロー、保健 所・警察等関係機関への連絡先等をマニュアル等に明記しておく。

異物混入が発生した際には、原因物質に関わらず、責任者に報告し、報告を 受けた責任者は故意による混入の可能性を排除せずに対策を検討する。

人的要素 (従業員等)

・ 従業員等の採用面接時には、可能な範囲で身元を確認する。身分証、免許証、各種証明書等は、可能な限り原本を確認し、面接時には、記載内容の虚偽の有無を確認する。

² 派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。可能であれば、 "食品防御に対する留意"に関する内容を、契約条件に盛り込む。

- ・ 従業員等の異動・退職時等には制服や名札、IDバッジ、鍵(キーカード)を返却させる。
- ・ 製造現場内へは原則として私物は持ち込まないこととし、これが遵守されていることを確認 する。持ち込む必要がある場合は、個別に許可を得るようにする。

解 説

製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限がないため、持ち込まないことを原則として、持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込む場合は、個別に許可を得る方が管理しやすいと考えられる。

また、更衣室やロッカールームなども相互にチェックする体制を構築してお く。

・ 就業中の全従業員等の移動範囲を明確化する(全従業員等が、移動を認められた範囲の中で働いているようにする)。

解 説

他部署への理由のない移動を制限し、異物が混入された場合の混入箇所を同定しやすくする。

制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、全従業員の「移動可能範囲」や「持ち場」等を明確に識別できるようにする。

・ 従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時間の著しい変化等を把握する。

解 説

従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前から抱いていたものとは限らず、 採用後の職場への不平・不満等も犯行動機となることも考えられる。

製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的なミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心身の状態について確認するとともに、日常の言動や出退勤時刻の変化が見られる場合には、その理由についても確認する。

・ 新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従業員に認知させ、従業員同士の識別度を高める。

解 訪

新規採用者を識別しやすくするとともに、従業員が見慣れない人の存在に疑問を 持つ習慣を意識づける。

人的要素(部外者)

・ 事前に訪問の連絡があった訪問者については、身元・訪問理由・訪問先(部署・担当者等) を確認し、可能な限り従業員が訪問場所まで同行する。

解 説

訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由を確認した上で、従業員が訪問場所まで同行する。

・ 事前に訪問の連絡がなかった訪問者、かつ初めての訪問者は、原則として工場の製造現場へ の入構を認めない。

解 説

「飛び込み」の訪問者については原則として製造現場への入構を認めない。 なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や面会の可否等について確認が取れた場合は、事前に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行う。

・ 訪問者(業者)用の駐車場を設定する。この際、製造棟とできるだけ離れていることが望ま しい。

解説全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷物の持ち込み等を一律に制限す

ることは現実的ではない。

特定の訪問者(例:施設メンテナンス、防虫防鼠業者等)については、それらの 車両であることが明確になるように、駐車エリアを設定しておく。

・ 食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独で行動する 可能性のある訪問者(業者)には、持ち物を十分確認し、不要なものを持ち込ませないよう にする。

解 説

食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠等に関する作業員は、長時間 にわたり多人数で作業することもあるため、従業員が全ての作業員の作業に同行することは困難である。

作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持ち込み品の管理を徹底する。

・ 郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事務所等)を定めておく。また配達員の敷地内の移動 は、事前に設定した立ち入り可能なエリア内のみとする。

解 説

信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物や受取人の違いにより、配達員は比較的自由に食品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵便、宅配物等の受け入れ先は数箇所の定められた場所に限定する。

また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内に無闇に立ち入ることや、建屋外に置かれている資材・原材料や製品に近づくことができないよう留意する。

施設管理

・ 不要な物、利用者・所有者が不明な物の放置の有無を定常的に確認する。

解 説

食品工場で使用する原材料や工具等について、定数・定位置管理を行い、過不足 や紛失に気づきやすい環境を整える。

また、食品に直接手を触れることができる製造工程や従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入し易い箇所については特に重点的に確認する。

・ 食品に直接手を触れることができる仕込みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇所を把握し、可能な限り手を触れない様にカバーなどの防御対策を検討する。

仕込みや包装前の製品等に直接手を触れることが可能な状況が見受けられる。

解 説

特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの実施、従業員同士による相互監視、監視カメラの設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられない構造に改修する。

- ・ 工場が無人となる時間帯についての防犯対策を講じる。
- ・ 鍵の管理方法を策定し、定期的に確認する。

解 説 最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態にならないよう管理方法を定め、徹底する。

製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止のため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、補助鍵

の設置、格子窓の設置等の対策を行う。

食品工場内の全ての鍵を定期的に交換することは現実的ではない。 解 説 異物が混入された場合の被害が大きいと考えられる製造棟や保管庫については、 補助鍵の設置や定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取ることが重要である。

・ 製造棟の出入り口や窓など外部から侵入可能な場所を特定し、確実に施錠する等の対策を取る。

製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵入できないようにする。全ての 解 説 出入り口・窓に対して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優先度を設定し、 施設の改築等のタイミングで順次改善策を講じるように計画する。

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質については保管場所を定めた 上で、当該場所への人の出入り管理を行うと共に、使用日時及び使用量の記録、施錠管理を 行う。

試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所は検査・試験室内等に制限する。 解 説 無断で持ち出されることの無いよう定期的に保管数量の確認を行う。可能であれば 警備員の巡回やカメラ等の設置を行う。

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質を紛失した場合は、工場長や 責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

> 法令等に基づき管理方法等が定められているものについては、それに従い管理を 行う。

解 説

それ以外のものについては、管理方法等を定め、在庫量の定期的な確認、食品の 取扱いエリアや食品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシーリング等によ り、妥当な理由無く有害物質を使用することの無いよう、十分に配慮した管理を行 う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場合の通報体制や確認方法を構築す る。

・ 殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理を徹底する。

食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場合は、使用する殺虫剤の成分について事前に確認しておくことが重要である。

殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保管し、使用場所、使用方法、使用 量等に関する記録を作成する。

解 説

防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業者を選定し、殺虫対象、殺虫を 行う場所を勘案して、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を選定する。

殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者が持参することになるが、工場 長等が知らないうちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受けたり、工場内に 保管したりするようなことがないよう、管理を徹底する。

・ 井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を講じる。

解 説 井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を決め、鍵等による物理的な安全 対策、防御対策を講じる。 ・ 井戸水を利用している場合、確実な施錠を行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセスを防止すると共に、可能であれば監視カメラ等で監視する。

解 説 井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全体に及ぶため、厳重な管理が必要である。

・ コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムについて、従業員の異動・退職時 等に併せてアクセス権を更新する。アクセス許可者は極力制限し、データ処理に関する履歴 を保存する。

解 説

コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムにアクセス可能な 従業員をリスト化し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログインパスワー ドを設ける等の物理的なセキュリティ措置を講じる。

入出荷等の管理

- ・ 資材や原材料等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装を確認する。異常を発見した場合 は、工場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。
- ・ 資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業や製品の出荷時の積み込み作業を監視する。

解 説

積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である。実務上困難な点はあるが、相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。

・ 納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性を確認する。

解 説

数量が一致しない場合は、その原因を確認する。納入数量が増加している場合は特に慎重に確認を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食品汚染行為の兆候・形跡等が認められた場合は、工場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解 説

数量が一致しない場合は、その原因を確認する。在庫量が増加している場合は特に慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 製品の納入先から、納入量の過不足(紛失や増加)についての連絡があった場合、工場長や 責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解 説

過不足の原因について、妥当な説明がつくように確認する。特に納入量が増加している場合は慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰でもすぐに確認できるようにしておく。

毎辺 童色

食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や形跡が認められた場合は、被害の拡大を防ぐため、至急納入先と情報を共有する必要がある。納入担当者が不在の場合でも、代理の従業員が至急連絡できるように、予め手順・方法を定めておくこと。

2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断され た不急の対策。

組織マネジメント

・ 従業員等や警備員は、敷地内での器物の破損、不用物、異臭等に気が付いた時には、すぐに 工場長や責任者に報告する。

解 説

警備や巡回時に確認する項目をチェックリスト化し、警備の質を確保しておくことが望ましい。

故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予兆を見逃さないことが重要 である。

人的要素(従業員等)

・ 敷地内の従業員等の所在を把握する。

解	説	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイムでの把握や、記録保存のため
		に、カードキーやカードキーに対応した入退構システム等を導入する。

施設管理

・ 敷地内への侵入防止のため、フェンス等を設ける。

解	説	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多いため、敷地内への立ち入りを防
		止することが望ましい。

・ カメラ等により工場建屋外の監視を行う。

解	説	カメラ等による工場建屋への出入りを監視することによる抑止効果が期待でき、
H T	巾兀	また、有事の際の確認に有用である。

・ 警備員の巡回やカメラ等により敷地内に保管中 / 使用中の資材や原材料の継続的な監視、施 錠管理等を行う。

解	説	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが多く、かつアクセスが容易な場合
		が多い。可能な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠確認等を行う。

以上

平成24年3月31日公表版

はじめに

2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界各国でテロの発生に関する認識が高まり、テロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっている。

わが国では、1984 年のグリコ・森永事件、1998 年の和歌山カレー事件、2008 年冷凍ギョーザ事件等が発生しているが、これらは、健康被害をもたらすことを意図して食品に直接有害物質を混入したものであり、実際の被害の発生範囲は限局的なものであった。しかし、フードサプライチェーンの過程で有害物質が混入されれば、被害の発生範囲が拡大することは容易に予測される。

こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、悪意を持った者による意図的な食品の汚染を防止するために、米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] 「を参考に、日本における食品工場の責任者が講じるべき対応をまとめたガイドラインを作成した。

1.日本における食品衛生対策と食品防御対策の現状

近年、わが国では、HACCPシステム等の導入推進により、フードサプライチェーン全体に渡る食品衛生水準の確保・向上が図られている。しかし、HACCPによる食品衛生管理は、悪意を持った者によるフードサプライチェーンの過程での意図的な有害物質等の混入は想定していない。悪意を持った者による意図的な食品汚染行為を防止するためには、HACCPシステム等の衛生

平成 25 年度改訂版

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難とされています。

2001年9月11日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and Drug Administration; FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] 1を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示しています。

世界保健機関(World Health Organization; WHO)、2003 年に「Terrorists Threats to Food- Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention and Response Systems(食品テロの脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も「ISO 22000; 食品安全マネジメントシステム・フードチェーンに関わる組織に対する要求事項(Food safety management systems - Requirements for any organization in the food chain)」(2005 年 9 月)や「ISO/TS 22002-1:2009食品安全のための前提条件プログラム・第 1 部:食品製造業(Prerequisite programmes on food safety -- Part 1: Food manufacturing)」(2009 年 12 月)を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。

日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984年のグリ

¹ http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083075.htm

管理に加え、工場内の従業員のマネジメントや、外部からの侵入者の監視・ 侵入の阻止等にも注意を払う必要がある。

米国では、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である「National Response Plan」において「食品テロの危険性」が明記される等、国家の全体の安全保障における「意図的な食品汚染」の位置づけも明確にされている。わが国でも、従来の食品衛生対策に加え、意図的な食品汚染行為を防止するために、「組織マネジメント」、「従業員等の管理」、「部外者の管理」、「施設管理」、「入出荷等の管理」等の実施により、より積極的な食品防御対策を講じる必要性が高まっている。

2.「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」の概要

米国 FDA による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』は、フードサプライチェーンが食品への有害物質混入等悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し、現行の手続きや管理方法の見直しを促すために作成されたものである。その対象は、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)である。

今回、米国のガイドラインを参考に、わが国の実情や、複数の食品工場での実地調査の結果を踏まえ、食品工場の責任者が、食品工場における悪意を持った者による意図的な食品の汚染行為を防止するためのガイドラインを作成した。

3.ガイドラインの使用について

本ガイドラインは、本来であれば、米国のように、意図的な食品汚染の危険性が関係者全般に広く認知された状況下で、各食品関係事業者における防御対策実施の要件として公表されることが望ましい。

しかし、わが国は未だ米国のような状況にないため、より多くの食品関係

コ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっています。

2007年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防止策の検討が行われてきました。

さらに、平成 23 年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を深め、実際の対策を検討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い「1.優先的に実施すべき対策」と、将来的に実施が望まれる「2.可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品製造者向けのガイドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解説、食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成しました

この度、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、平成 23 年度に作成した「食品防御対策ガイドライン(案)(食品製造工場向け)」を中小規模の食品工場等での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しました(別添)。本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸条件を考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付き」を得て、定期的・継続的に食品防御対策が実施され、確認されることが望まれます。

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
事業者が意図的な食品汚染の危険性に関心を持ち、現実的に可能な対策を検	
討することができるように、「1.優先的に実施すべき対策」と、「2.可能	
な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けて作成してい	
る。本ガイドラインは、法的な規制や強制力を伴うものではなく、各食品工	
場において、その規模や人的資源等の諸条件を勘案しながら、「実施可能な	
対策の確認」や「対策の必要性に関する気付きを得る」ために活用されるこ	
とを念頭に作成したものであり、その趣旨を踏まえた活用を願うものであ	
ర .	
なお、ガイドラインに示した項目については、定期的・継続的に確認され	
ることが望ましい。	

食品防御対策ガイドライン(食品工場向け) **一意図的な食品汚染防御のための推奨項目**一

1.優先的に実施すべき対策

2013年度版の記載に ついて、簡素化等の 修正を実施

組織マネジメント

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
1	食品工場の責任者は、日ごろから全ての従	食品工場の責任者は、従業員等が働きやす	従業員等の監視を強化するのではなく、従業員
	業員等 ² が働きやすい職場環境の醸成に努	い職場環境づくりに努め、従業員等が自社	等自らが、自社製品の安全を担っているという
	める。これにより、従業員等が自社及び自	製品の品質と安全確保について高い責任	高い責任感を感じながら働くことができる職
	社製品への愛着を高め、自社製品の安全確	感を感じながら働くことができるように	場環境づくりを行う。
	保について高い責任感を感じながら働く	留意する。	
	ことができるような職場づくりを行う。		
2	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅
	汚染が疑われる事態が発生した場合、消費	食品汚染が発生した場合、お客様はまず工	威や、予防措置の重要性に関して定期的に教育を
	者や一般社会から、その原因としてまず最	場の従業員等に疑いの目を向けるという	行い、従業員自らが自社製品の安全を担っている
	初に内部の従業員等に対して疑いの目が	ことを、従業員等に意識付けておく。	という責任感を認識させる。
	向けられる可能性が高いことを、従業員等		
	に意識付けておく。		
3	自社製品に意図的な汚染が疑われる事態	自社製品に意図的な食品汚染が疑われた	意図的な食品汚染が発生した場合においても、各
	が発生した場合において、その原因、経過	場合に備え、普段から従業員の勤務状況、	方面への情報提供を円滑に行うことができるよ
	等について迅速に把握、情報公開ができる	業務内容について正確に把握しておく。	う、平時から、従業員の勤務状況、業務内容につ
	よう、普段から従業員の勤務状況、業務内		いて正確に記録する仕組みを構築しておく。
	容について正確に把握しておく。		

²派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
4	製品の異常を早い段階で探知するため苦情や健康危害情報等を日常的に確認するとともに、万一、意図的な食品汚染が発生した際に迅速に対処できるよう、意図的な食品汚染が疑われる場合の社内外への報	製品の異常を早い段階で探知するため苦情や健康危害情報等を集約・解析する仕組みを構築するとともに、万一、意図的な食品汚染が発生した際に迅速に対処できるよう、自社製品に意図的な食品汚染が疑わ	苦情、健康危害情報等については、販売店経由で寄せられる情報についても把握に努め、これらの情報等について企業内での共有化を図る。意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる場合の社内の連絡フロー、保健所・警察等関係
	告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを 定めておく。	れた場合の保健所等への通報・相談や社内 外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の 手続きを定めておく。	機関への連絡先等をマニュアル等に明記しておく。 異物混入が発生した際には、原因物質に関わらず、責任者に報告し、報告を受けた責任者は故意による混入の可能性を排除せずに対策を検討する。

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
5	従業員等の採用面接時において、可能な範	従業員等の採用面接時には、可能な範囲で	
	囲で身元確認を行う。例えば、身分証、各	身元を確認する。身分証、免許証、各種証	
	種証明書等について、(複写ではなく)原	明書等は、可能な限り原本を確認し、面接	
	本の提示を受ける、面接を通じて記載内容	時には、記載内容の虚偽の有無を確認す	
	に虚偽が無いことを確認する、資格及び職	ె .	
	歴の確認を行う、等の手続きをとる。		
6	従業員等の異動・退職時等に制服や名札、	従業員等の異動・退職時等には制服や名	
	ID バッジ、鍵(キーカード)を返却させ	札、ID バッジ、鍵(キーカード)を返却	
	ప .	させる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
7	製造現場内への持ち込み可能品リストを	製造現場内へは原則として私物は持ち込	製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限
	作成し、これが遵守されていることを確認	まないこととし、これが遵守されているこ	がないため、持ち込まないことを原則として、
	する。	とを確認する。持ち込む必要がある場合	持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込
		は、個別に許可を得るようにする。	む場合は、個別に許可を得る方が管理しやすい
			と考えられる。
			また、更衣室やロッカールームなども相互にチ
			ェックする体制を構築しておく。
8	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前か
	間の著しい変化等について把握をする。	間の著しい変化等を把握する。	ら抱いていたものとは限らず、採用後の職場への
			不平・不満等も犯行動機となることも考えられ
			3 .
			製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的な
			ミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心
			身の状態について確認するとともに、日常の言動
			や出退勤時刻の変化が見られる場合には、その理
			由についても確認する。
9	従業員の識別・認識システムを構築する。	就業中の全従業員等の移動範囲を明確化	他部署への理由のない移動を制限し、異物が混
	新規採用者については、朝礼等の機会を用	する(全従業員等が、移動を認められた範	入された場合の混入箇所を同定しやすくする。
	いて紹介する等、従業員に認知させる。	囲の中で働いているようにする)。	制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、
			全従業員の「移動可能範囲」や「持ち場」等を
			明確に識別できるようにする。
		新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従	新規採用者を識別しやすくするとともに、従業
		業員に認知させ、従業員同士の識別度を高	員が見慣れない人の存在に疑問を持つ習慣を
		める。	意識づける。

人的要素(部外者)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
10	事前のアポイントがある場合、訪問者に	事前に訪問の連絡があった訪問者につい	訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由
	対して身元・訪問理由・訪問先(部署・	ては、身元・訪問理由・訪問先(部署・	を確認した上で、従業員が訪問場所まで同行す
	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	る。
	が訪問場所まで同行する。	が訪問場所まで同行する。	
11	事前のアポイントがなく、かつ初めての	事前に訪問の連絡がなかった訪問者、か	「飛び込み」の訪問者については原則として製造
	訪問者に対して、訪問希望先の従業員に	つ初めての訪問者は、原則として工場の	現場への入構を認めない。
	面識の有無、面会の可否を確認した上で、	製造現場への入構を認めない。	なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や
	敷地内の立ち入りを認める場合は、事前		面会の可否等について確認が取れた場合は、事前
	のアポイントのある訪問者と同様の対応		に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行
	を行う。		う。
12	訪問者の種類別に、車両のアクセスエリ	訪問者(業者)用の駐車場を設定する。	全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷
	ア、荷物の持ち込みエリアを設定し、訪	この際、製造棟とできるだけ離れている	物の持ち込み等を一律に制限することは現実的
	問者に周知する。	ことが望ましい。	ではない。
			特定の訪問者(例:施設メンテナンス、防虫防鼠
			業者等)については、それらの車両であることが
			明確になるように、駐車エリアを設定しておく。
13	施設のメンテナンスや防虫・防鼠作業等	食品工場の施設・設備のメンテナンスや	食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防
	のため、工場内を単独で行動する必要の	防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独	鼠等に関する作業員は、長時間にわたり多人数で
	ある訪問者に対しては、持ち物を十分確	で行動する可能性のある訪問者(業者)	作業することもあるため、従業員が全ての作業員
	認し、不要なものを持ち込ませないよう	には、持ち物を十分確認し、不要なもの	の作業に同行することは困難である。
	に留意する。食品取扱いエリア/保管エリ	を持ち込ませないようにする。	作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持
	ア/ロッカールームに立ち入る場合は特		ち込み品の管理を徹底する。
	に留意する。		

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
14	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物
	務所等)を定めておく。また配達員の敷	務所等)を定めておく。また配達員の敷	や受取人の違いにより、配達員は比較的自由に食
	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵
	可能なエリア内のみとし、配達員が建屋	可能なエリア内のみとする。	便、宅配物等の受け入れ先は数箇所の定められた
	内に無闇に立ち入ることや、建屋外に置		場所に限定する。
	かれている資材・原材料や製品に近づく		また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内
	ことができないように留意する。		に無闇に立ち入ることや、建屋外に置かれている
			資材・原材料や製品に近づくことができないよう
			留意する。

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
15	不要な物、利用者・所有者が不明な物が放	不要な物、利用者・所有者が不明な物の放	食品工場で使用する原材料や工具等について、
	置されていないか、定常的に確認を行う。	置の有無を定常的に確認する。	定数・定位置管理を行い、過不足や紛失に気づき
			やすい環境を整える。
			また、食品に直接手を触れることができる製造工
			程や従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を
			混入し易い箇所については特に重点的に確認す
			る。
16	食品に直接手を触れることができる仕込	食品に直接手を触れることができる仕込	仕込みや包装前の製品等に直接手を触れるこ
	み等の工程や、従事者が少ない場所等、意	みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場	とが可能な状況が見受けられる。
	図的に有害物質を混入しやすい箇所を把	所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇	特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの
	握し、防御対策を検討する。	所を把握し、可能な限り手を触れない様に	実施、従業員同士による相互監視、監視カメラの
		カバーなどの防御対策を検討する。	設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられな
			い構造に改修する。
17	非稼動時における防犯対策を講じる。	工場が無人となる時間帯についての防犯	
		対策を講じる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
18	鍵の管理方法を策定する。	鍵の管理方法を策定し、定期的に確認す	最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態
		る 。	にならないよう管理方法を定め、徹底する。
19	製造棟、保管庫については、定期的に鍵の	製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止の	食品工場内の全ての鍵を定期的に交換すること
	取替えや暗証番号の変更を行う等、外部か	ため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、	は現実的ではない。
	らの侵入防止対策を適切に行う。	補助鍵の設置、格子窓の設置等の対策を行	異物が混入された場合の被害が大きいと考えら
		う。	れる製造棟や保管庫については、補助鍵の設置や
			定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取る
			ことが重要である。
20	工場内部と外部との結節点を特定し、不必	製造棟の出入り口や窓など外部から侵入	製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵
	要な又は関係者以外のアクセスの可能性	可能な場所を特定し、確実に施錠する等の	入できないようにする。全ての出入り口・窓に対
	がある箇所については、必要に応じて対策	対策を取る。	して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優
	を講じる。		先度を設定し、施設の改築等のタイミングで順次
			改善策を講じるように計画する。
21	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質については保管場所を	は検査・試験室内等に制限する。無断で持ち出さ
	の保管場所を定め、当該場所への人の出入	定めた上で、当該場所への人の出入り管理	れることの無いよう定期的に保管数量の確認を
	り管理を行う。	を行うと共に、使用日時及び使用量の記	行う。可能であれば警備員の巡回やカメラ等の設
		録、施錠管理を行う。	置を行う。
22	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	法令等に基づき管理方法等が定められているも
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質を紛失した場合は、工	のについては、それに従い管理を行う。
	の管理・保管方法、在庫量の確認方法等に	場長や責任者に報告し、工場長や責任者は	それ以外のものについては、管理方法等を定め、
	係る規定を定め、在庫品の紛失等の異常事	その対応を決定する。	在庫量の定期的な確認、食品の取扱いエリアや食
	態が発生した場合の通報体制を構築する。		品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシ
			ーリング等により、妥当な理由無く有害物質を使
			用することの無いよう、十分に配慮した管理を行
			う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場
			合の通報体制や確認方法を構築する。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
23	殺虫剤の選定基準及び管理・保管方法を策	殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理	食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場
	定する。	を徹底する。	合は、使用する殺虫剤の成分について事前に確認
			しておくことが重要である。
			殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保
			管し、使用場所、使用方法、使用量等に関する記
			録を作成する。
			防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業
			者を選定し、殺虫対象、殺虫を行う場所を勘案し
			て、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を
			選定する。
			殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者
			が持参することになるが、工場長等が知らないう
			ちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受け
			たり、工場内に保管したりするようなことがない
			よう、管理を徹底する。
24	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を
	講じる。	講じる。	決め、鍵等による物理的な安全対策、防御対策を
			講じる。
25	井戸水を利用している場合、塩素消毒等浄	井戸水を利用している場合、確実な施錠を	井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全
	化関連設備へのアクセス管理、監視等を行	行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセ	体に及ぶため、厳重な管理が必要である。
	う。	スを防止すると共に、可能であれば監視カ	
		メラ等で監視する。	
26	従業員の異動・退職時等に、コンピュータ	コンピューター処理制御システムや重要	コンピューター処理制御システムや重要なデー
	ー制御システムや重要なデータシステム	なデータシステムについて、従業員の異	タシステムにアクセス可能な従業員をリスト化
	へのアクセス権を解除する。	動・退職時等に併せてアクセス権を更新す	し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログ
		る。アクセス許可者は極力制限し、データ	インパスワードを設ける等の物理的なセキュリ
		処理に関する履歴を保存する。	ティ措置を講じる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
27	コンピューター処理制御システムや重要	(上と統合)	
	なデータシステムへのアクセス許可者を		
	制限する。		
28	コンピューターのデータ処理に係る履歴	(上と統合)	
	を保存する。		

入出荷等の管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
29	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	
	に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な	に、ラベルや包装を確認する。異常を発	
	食品汚染行為等の兆候・形跡が認められた	見した場合は、工場長や責任者に報告し、	
	場合の調査や通報の体制を構築する。	工場長や責任者はその対応を決定する。	
30	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作	積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な
	及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を	業や製品の出荷時の積み込み作業を監視	箇所である。実務上困難な点はあるが、相互監
	行う。	する。	視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行
			う。
31	納入製品・数量と、発注製品・数量との整	納入製品・数量と、発注製品・数量との	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	合性の確認を行う。	整合性を確認する。	納入数量が増加している場合は特に慎重に確認
			を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛
			れ込んでいないかに注意を払う。
32	保管中の在庫の紛失・増加や意図的な食品	保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	汚染行為等の兆候・形跡が認められた場合	品汚染行為の兆候・形跡等が認められた	在庫量が増加している場合は特に慎重に確認
	の調査や通報の体制を構築する。	場合は、工場長や責任者に報告し、工場	し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意
		長や責任者はその対応を決定する。	を払う。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
33	製品の納入先から、納入量の過不足(紛失	製品の納入先から、納入量の過不足(紛	過不足の原因について、妥当な説明がつくよう
	や増加)について連絡があった場合の調査	失や増加)についての連絡があった場合、	に確認する。特に納入量が増加している場合は
	や通報の体制を構築する。	工場長や責任者に報告し、工場長や責任	慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいな
		者はその対応を決定する。	いかに注意を払う。
34	製品の納入先の荷受人(部署)の連絡先に	製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰	食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や
	ついて、全ての従業員が確認できるよう、	でもすぐに確認できるようにしておく。	形跡が認められた場合は、被害の拡大を防ぐた
	確認の方法を共有しておく。		め、至急納入先と情報を共有する必要がある。
			納入担当者が不在の場合でも、代理の従業員が
			至急連絡できるように、予め手順・方法を定め
			ておくこと。

2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断された不急の対策。

組織マネジメント

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
35	警備員(社内の警備担当者もしくは警備保	従業員等や警備員は、敷地内での器物の破	警備や巡回時に確認する項目をチェックリス
	障会社職員)に対して、警備・巡回結果の	損、不用物、異臭等に気が付いた時には、	ト化し、警備の質を確保しておくことが望ま
	報告内容を明確化する。 敷地内における不	すぐに工場長や責任者に報告する。	Ui1.
	用物の確認や、異臭等についても報告を受		故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予
	けるようにする。委託を行っている場合、		兆を見逃さないことが重要である。
	必要であればこれら報告内容を契約に盛		
	り込むようにする。		

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
36	敷地内の従業員等の所在を把握する。	敷地内の従業員等の所在を把握する。	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイ
			ムでの把握や、記録保存のために、カードキーや
			カードキーに対応した入退構システム等を導入
			する。

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
37	フェンス等により敷地内への侵入防止対 策を講じる。	敷地内への侵入防止のため、フェンス等 を設ける。	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多いため、敷地内への立ち入りを防止することが望ましい。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
38	警備員の巡回やカメラ等により工場建屋 外の監視を行う。	カメラ等により工場建屋外の監視を行 う。	カメラ等による工場建屋への出入りを監視する ことによる抑止効果が期待でき、また、有事の 際の確認に有用である。
39	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に	(21 に含む)	
	ある有害物質等の監視、施錠確認等を行		
	う。		
40	警備員の巡回やカメラ等により保管中 /	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが
	使用中の資材や原材料の監視、施錠確認等	保管中/使用中の資材や原材料の継続的	多く、かつアクセスが容易な場合が多い。可能
	を行う。	な監視、施錠管理等を行う。	な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠
			確認等を行う。